

意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

疾病や障害、加齢による心身の機能低下があっても、人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最後を迎えられるよう多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、本人の意思が尊重されるよう医療・ケアを進める。

2. 人生の最終段階の定義とは

- 1) 癌末期のように予後予測ができる状態
 - 2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
 - 3) 心身機能の高度障害（認知症や老衰など）で死を迎える場合
 - 4) 誤嚥性肺炎を繰り返すなど、食事が食べられなくなった状態
- なお、人生の最終段階の判断は、医療・ケアチームで行う。

3. 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

1) 患者本人の意思が確認できる場合

- ① 患者本人による意思決定を基本とし、家族等も関与しながら、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定する。決定内容はその都度診療録に記録する。
- ② 時間の経過、医学的評価の変更、環境の変化等により、意思は変化することがあるため、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援する。意思決定ができなくなったときに備えて、家族等を含め繰り返し話し合いを行う。

2) 患者本人の意思が確認できない場合

- ① 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定する。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定する。
- ③ 家族等がいない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定する。
- ④ これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は倫理委員会でその方針を審議する。

4. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、できる限り患者本人の意思を尊重し、反映した意思決定を家族及び関係者、医療・ケアチームや精神保健福祉士等が関与して支援する。

5. 身寄りがいない患者の意思決定支援

身寄りがいない患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重し、その決定を支援する。

6. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- 1) 本人・家族等、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアについての内容についての合意が得られない場合、当院の倫理委員会にて検討・助言を行う。

[参考資料]

1. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
厚生労働省 平成 30 年 6 月
2. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
厚生労働省 平成 30 年 3 月改訂
3. 身寄りがいない人の入院および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
厚生労働省 令和元年 5 月

令和 6 年 4 月 1 日制定
希望ヶ丘ホスピタル